

令和3年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 監査委員決定）に基づき、次の（1）～（5）に掲げる18団体（重複があるため実数は12団体）における令和2年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金等交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における令和2年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（1）出資・出えん、補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	2年度補助金等	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	出資金 500万円	事務局人件費・管理費等 補助 1億1,207万円	健康福祉計画課
		目黒三丁目国有地特別養護老人ホーム整備費に対する補助 2億7,825万円	高齢福祉課

注：補助金等の額は万円未満の切り捨てにより表示した。以下の表も同じ。

（2）出資・出えん及び補助等を行っている団体：2団体

監査実施対象団体	出資金等	2年度補助金等	所管課
目黒区土地開発公社	出資金 500万円	事務費等補助 25万円	契約課
公益財団法人 目黒区国際交流協会	出えん金 3億円	人件費・管理費等補助 3,300万円	文化・交流課

(3) 補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：5団体

監査実施対象団体	2年度補助金等	所管課
特定非営利活動法人 目黒体育協会	目黒区体育祭運営事業・都民体育大会等選手派遣事業 負担 1,813万円	スポーツ振興課
東山住区住民会議	団体活動への補助 49万円	北部地区サービス事務所
上目黒住区住民会議	団体活動への補助 68万円	中央地区サービス事務所
向原住区住民会議	団体活動への補助 64万円	南部地区サービス事務所
エコライフめぐろ推進協会	人件費・事業運営費補助 3,810万円	環境保全課

(4) 補助金等交付団体：2団体

監査実施対象団体	2年度補助金等	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	一般運営、在宅福祉サービスセンター運営、権利擁護センター・めぐろボランティア・区民活動センター運営等への補助 1億8,753万円	健康福祉計画課
	民間障害者福祉施設職員健康相談事業補助、民間障害福祉サービス従業者養成研修事業助成 73万円	
株式会社 Kids Smile Project	[キッズガーデン中目黒] 保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、ICT化推進事業補助、保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助、保育所等賃借料補助事業補助、保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助 3,533万円	保育課
	[キッズガーデン目黒三丁目] 民間保育所施設整備費補助（改修費、賃借料補助、初度調弁費）、私立保育所における非常通報装置設置に係る補助、ICT化推進事業補助 1億6,755万円	

(5) 公の施設の指定管理者：8団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
特定非営利活動法人 目黒体育協会*	中央体育館	平成 30 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	スポーツ振興課
東山住区住民会議*	東山住区会議室	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	北部地区サービス事務所
上目黒住区住民会議*	上目黒住区会議室	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	中央地区サービス事務所
向原住区住民会議*	向原住区会議室	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	南部地区サービス事務所
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業 団*	特別養護老人ホーム東が 丘、東が丘在宅ケア多機能 センター	平成 31 年 4 月 ～令和 11 年 3 月	高齢福祉課
	心身障害者センターあいア イ館	平成 31 年 4 月 ～令和 11 年 3 月	障害施策推進課
社会福祉法人 東京援護協会	東が丘障害福祉施設	平成 24 年 4 月 ～令和 4 年 3 月	障害施策推進課
株式会社 東急コミュニティー	区営住宅、区民住宅等	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	住宅課
エコライフめぐろ推 進協会*	エコプラザ	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	環境保全課

*印の団体は、上記(1)又は(3)に掲げる団体と重複する。

3 監査実施期間

(1) 公認会計士による会計書類調査

令和 3 年 1 月 22 日 (水) から 2 月 17 日 (金) まで

(2) 監査事務局職員による書類調査等

令和 3 年 1 月 22 日 (水) から 2 月 14 日 (金) まで

(3) 監査委員による監査

令和 4 年 1 月 25 日 (火) から 2 月 4 日 (金) まで

4 監査の主な着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業が目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務が適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

(1) 出資・出えん団体

ア 団 体

- (ア) 事業は出資又は出えん目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (イ) 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

イ 所管課

- (ア) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

ア 団 体

- (ア) 対象事業は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。

イ 所管課

- (ア) 対象事業に関する指導監督は適切に行われているか。
- (イ) 補助金等交付の手続及び時期は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 団 体

- (ア) 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に行われているか。
- (イ) 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。

イ 所管課

- (ア) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (イ) 委託金の額の算定及び委任手続等は適切か。

5 監査の実施内容

次の方針により監査を実施した。

(1) 公認会計士による会計書類調査

監査対象団体のうち7団体について、公認会計士による会計書類調査を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）拡大防止のため、施設の管理状況の確認は中止し、監査事務局職員による書類調査及び公認会計士に委託した会計書類調査の結果を参考にしながら監査資料調査及び説明聴取の方法により監査を実施した。

なお、(1)～(3)の方法別の実施対象団体は、別添「監査実施対象団体一覧」のとおりである。

6 監査委員の除斥

監査委員のうち、村田正夫監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、目黒区土地開発公社に関する監査には関与していない。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。所管課においては、修正等の指導を適切に行われたい。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体及び所管課に注意した。

(1) 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（健康福祉計画課、障害施策推進課）

ア 区からの貸与物品について、2年度の現物確認が行われていなかった。団体は、現物確認を毎年度実施し、結果について区に報告されたい。

イ 2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る慰労金対象者の口座への入金事務において、誤って他の職員の口座に入金をしたものがあった。該当職員からの申出を受け修正の措置をしたが、今後このようなことがないよう原因を究明し、必要な改善措置を講じられたい。

ウ 心身障害者センターあいアイ館について、区が2年度中に購入し、貸付けした備品について、財務情報システムによる貸付処理及び年度協定の変更がされていなかった。また、管理業務対象施設である「文化事業室」は2年度途中に廃止されたが、基本協定の変更がされていなかった。障害施策推進課は、協定の内容に変更が生じた場合は、団体と協議の上で、速やかに手続をされたい。

(2) 公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）

ア 区からの貸与物品について、対象物品のうちの一つが貸付契約書の貸付けリストから漏れていた。文化・交流課は、前回の指摘事項に係るものであることから、貸与物品の現況を改めて点検、確認し、正確に把握した上で貸付契約書の修正を行われたい。

イ 前回の調査で、正味財産増減計算書とその内訳書において事業費と管理費の計上額がいずれも一致していなかったが、今回の調査でも同様のことが発生していた。共通費の配賦前か後かの違いによる不一致であり、この点については、予算書も含め、すべて配賦後の数値を正とし、これをもって一致させるようにされたい。

(3) 特定非営利活動法人目黒体育協会（スポーツ振興課）

ア コロナ拡大に伴い、2年度の目黒区体育祭に関して、個別の事業で実施できなかったものが多くあった。これらの事業は目黒区体育祭運営事業等負担金要綱に基づき区から負担金の交付を受けている。事業実施に係る報告書の会計報告によれば、中止に伴う区への返還金の取扱いが競技団体等の大会ごとに不統一であった。また、スポーツ振興課においては、統一的な取扱いに関する適切な管理（例えば、個々の大会での中止状況の把握、それに伴う会計処理の確認等）が行われていなかった。適切に改善措置を講じられたい。

イ 中央体育館の指定管理では、2年度協定書に定める管理経費に関して、コロナ拡大に伴う施設の休止や事業の変更等に応じた減収補填経費や感染症対策経費の追加支給に伴う変更処理が不十分であった。また、スポーツ振興課においては、変更に係る手続を適

切に指導監督していかなかった。適切に改善措置を講じられたい。

ウ 中央体育館の指定管理の業務に関して、専門的な業務の一部を専門業者及び専門資格者に委託している。そのうち、会計労務業務の一部に関して専門性の異なる委託があつた。専門性に沿った委託業務内容となるよう改善措置を講じられたい。

エ 団体の会計は、体育協会部門と指定管理事業部門に区分し、体育協会部門は更に2つの会計区分に分け管理しているが、現金預金については共通かつ複数の口座が存在している。団体は、通帳残高と各会計区分の預金計上額について検証が可能になるような形式で預金調整表を毎月作成するなど、改善措置を講じられたい。

(4) 東山住区住民会議（北部地区サービス事務所）

指定管理料の事務費のうち一部が昼食の経費に充てられていた。地区サービス事務所で作成している「住区住民会議の会計処理について」（以下「会計事務処理マニュアル」という。）のQ&Aでは、休館日等の活動日でない日に打合わせ会等へ参加する際の謝礼等の対応策が示されている。指定管理料の事務費の使途の範囲について、改めて、基本協定書及び「会計事務処理マニュアル」を確認し、これらに基づき適正な会計処理に努められたい。北部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

(5) 向原住区住民会議（南部地区サービス事務所）

ア 領収書に代わるものとして、支払先の記載欄のない「支払証明書」という様式を作成し、領収書を必要とする支払の一部に使用していた。会計処理上、支出の証ひょう書類は領収書を徴取することが原則であり、領収書を徴することができない場合の例外として「会計事務処理マニュアル」で「支払確認書」という様式を定めている。適切な会計処理に努められたい。南部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

イ 「会計事務処理マニュアル」では、指定管理料口座に生じた預金利息を補助金の雑収入として処理しなければならないとされているが、年間の預金利息が処理されていなかった。預金利息について、計上漏れのないよう努められたい。また、指定管理料の事務費は施設管理以外の事業で使用する文具や事務機器等の購入費用としては使用できないとされているが、住区住民会議の活動で使用するための領収書用紙を購入していた。指定管理料の事務費の使途の範囲について、改めて、基本協定書及び「会計事務処理マニュアル」を確認し、これらに基づき適正な会計処理に努められたい。南部地区サービス事務所においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。

(6) エコライフめぐろ推進協会（環境保全課）

区からの貸与物品について、貸付契約書が作成されていなかった。団体と環境保全課で協議し、貸付契約の締結を行われたい。

(7) 株式会社 Kids Smile Project（保育課）

保育所等賃借料補助事業補助金交付申請の際、建物賃借料の支出金額について消費税の小数点以下の端数を誤って切上げしたことにより、実際の賃借料（家賃）とは1月あたり1

円の相違があった。今後は、算定に誤りのないよう努められたい。保育課は、申請内容を十分に精査し確認の上で、適切な交付事務に努めるとともに指導監督を行われたい。

(8) 社会福祉法人東京援護協会（障害施策推進課）

2年度協定書に定める管理経費の額に関して、東京都障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等補助金の交付に伴う変更処理が不十分であった。今後は適切に管理をされたい。

(9) 株式会社東急コミュニティー（住宅課）

ア 地方自治法により指定管理者に管理を行わせることができるのは「公の施設」である。

公営住宅の一部について、施設の位置づけの変更が行われ公の施設でなくなったものがあるが、2年度協定書の管理施設一覧に記載されており、指定管理者の管理戸数として計上されていた。住宅課は、適切な改善措置を講じられたい。

イ 基本協定では管理施設の変更については年度協定で定めるという規定がないにもかかわらず、2年度からの管理施設の変更について、年度協定書の管理施設一覧を変更したのみで、基本協定を変更していなかった。また、基本協定では計画修繕を指定できるのは区営住宅のみとなっているが、年度協定の一部変更により、従前居住者用住宅の補修工事を計画修繕に追加していた。住宅課は、基本協定に関する事務処理や必要に応じた変更を適正に行われたい。

ウ 指定管理者との協定締結は、目黒区事案決定手続規程により区長が決定することとなっているが、年度協定の締結が部長により決定されていた。住宅課は規程に基づく事務処理を徹底されたい。

エ 基本協定書に定める管理物品について、指定管理者から元年度中に管理物品の変更の報告を受けていたが、2年度協定書に定めていなかった。住宅課は、貸与物品の点検・確認を行って現況を正確に把握した上で、速やかに変更の手続きをされたい。

目黒区土地開発公社、上目黒住区住民会議、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会の3団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) コロナに伴う対応について

2年に発生したコロナの拡大に伴う初期の対応では、区が関係する事業やサービス提供の休止、運営する施設の休館などが急きよ決まった。これに伴って、指定管理者、補助金等交付事業の実施団体が、サービス利用者、関係する団体や個人等との連絡や調整を工夫しながら行った。例えば、会議室等の利用中止にあっては、指定管理の担当者が互いに連絡し、あるいは打合せの機会を設けて確認し合い、利用予定者へ伝える内容に相違が生じないよう注意して進めていた。また、福祉施設では、コロナへの対処を区及び保健所と協議しながら進めていた。

初期の対応を経て、コロナの特徴や取組等の事実認識に基づく国の基本的対処方針や都の対応が適時に発出され、指定管理者や補助金等交付事業の実施団体では、区担当所管課と調整等をしながら、事業の再開や代替策の構築等に取り組んできた。

代替策では、例えば、ＩＣＴを有効活用したリモートの取組があった。会議や講義、面会での活用、事業や活動の紹介、人材確保での活用など、国際交流事業、福祉施設、福祉事業、公営住宅運営等でそれぞれ生かされてきた。そのための環境整備に一定の経費と労力を要してきたことがうかがえた。また、別の取組では、これまでコミュニティ活動の中で培ってきた関係団体とのつながりをもととしながら、事業目的を達成するため関係団体の協力を得てサービス利用者への事業を展開する例もあった。

なお、コロナの波ごとに対処の異なる側面も多かったが、3年度に入ると方策も増えてきている。多様な取組が実践されるためには、指定管理施設所管課や補助金等交付事業所管課が団体との間で、臨機に連絡や調整を重ねながら迅速的確に進めることが重要である。各所管課においては、団体のコロナ対応がどうなっているか状況把握を適宜行いながら、効果的な事業展開に資するよう調整等に努められたい。

(指定管理施設所管課、補助金等交付事業所管課)

(2) 指定管理及び補助金等交付事業の実績報告に係る収支関係資料等での状況把握について

指定管理及び補助金等交付事業では、団体からの実績報告に係る収支関係資料等が提出され、事業の性質及び目的等に応じて、最終的な支払額の決定等がされる事項がある。また、関係の財務諸表の提出により、団体としての財務状況を把握することができるところである。

2年に生じたコロナの拡大に伴い、施設運営や事業実施に係る様々な変更や新たな取組も行われてきていることがうかがえる。また、3年度末の策定に向けた基本計画案では、区政運営方針を大きく3点掲げているが、その中で、公民連携の推進を施策立案の視点のひとつとしており、進めて行くこととして、「地域課題を解決するためのパートナーとして、目的・目標を共有した団体等との連携・協力体制のもと、相乗効果をもたらすよう互いの主体的な取組」などを盛り込んでいる。

コロナ後の社会の変化、区における公民連携の推進に伴い施策展開の変化も今後想定される中で、指定管理料や補助金等における算定根拠について、見直しが必要になることも考えられる。そのため、担当所管課では、現在行われている指定管理料や補助金等交付事業での収支に係る実績の確認に当たり、現行の算定根拠に関して相違が生じていないかという観点で、団体で作成される財務諸表を含めた収支関係資料等に基づき再点検を行うことも大切である。例えば、指定管理者については5年などの指定期間の節目において、また、補助金等においては毎年度末において、再点検のもと、所管課で設定した算定根拠の精査などを行うことにも、共通的な取組手法を検討しながら、取り組まれたい。

なお、補助金等や指定管理に係る事業の報告書等について、団体と担当所管課との間で送付と受領が確認できる手続を適切に行うよう改めて留意されたい。

(経営改革推進課、財政課、健康福祉計画課、障害施策推進課、住宅課、

指定管理施設所管課、補助金等交付事業所管課)

(3) 公益法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人に係る会計基準に照らした財務諸表等の点検等について

元年度財政援助団体等監査の結果に関する報告では、意見・要望事項のひとつとして賞与引当金及び退職給付引当金の計上に關し、補助金等交付の公益法人及び社会福祉法人における状況を確認した上で、適切な処理に向けて検討を進められたいと述べた。3年度財政援助団体等監査では、元年度に確認した法人の取組状況を改めて調査し、公益財団法人目黒区国際交流協会では行政庁の指導に基づく財務諸表注記での記載を、また、公益財団法人目黒区国際交流協会及び社会福祉法人目黒区社会福祉協議会では、賞与引当金のうち社会保険料事業主負担分が考慮されていない状況を確認した。なお、指定管理者である社会福祉法人東京援護協会でも同様であった。

引当金の計上については、例えば、地方公営企業会計制度において、引当てを義務付ける意義は「毎事業年度所要額の引当てを行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる」とされている。

公益法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人については、法人の健全な運営の状況が情報開示により明らかになるよう、それぞれ会計基準が設けられている。引当金は、公益法人及び社会福祉法人の会計基準に明記されているものであるが、それぞれの法人に関して定められた基準に沿い財務諸表を明らかにしていくことは、多くの人に活動が理解されるもとなる。

今回の監査においても、会計基準に照らした際に、予備費に係る内容明記、施設整備・設備整備のための補助金の取扱い及び出納簿との整合などに關して不十分な点があることが確認された。

指定管理者や補助金等交付事業の実施団体としても、公益法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人が会計基準に照らした会計管理と財務諸表作成に努めることが大切である。関係する所管課においてはその励行を促すとともに、点検等の精度が高まる方策を専門家の活用や人的確保も含めて全序調整のもとで検討することにも努められたい。

(経営改革推進課、文化・交流課、スポーツ振興課、健康福祉計画課、高齢福祉課、
障害施策推進課、指定管理施設所管課、補助金等交付事業所管課)

3 まとめ

このたびの財政援助団体等監査では、コロナ拡大の影響により、監査委員による施設の視察を中止し、また、団体からの説明聴取における出席者の絞り込みなど、2年度ほどではなかったものの、一部で制約された取組があった。そうした中にあって、ご協力いただいた団体や所管課には感謝を申し上げたい。

監査結果としては、今回監査した限りにおいて、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助などに係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿って行われていることが認められた。所管課の団体に対する指導監督をはじめとする事務執行もおおむね妥当であった。

補助金等交付事業の実施団体や指定管理者においては、コロナが流行する中で、事業や業務について休止や急な変更等への対応を行い、代替策も工夫を重ねて実施していた。所管課では、引き続き、補助金等交付事業の実施団体や指定管理者の効果的かつ効率的な事業執行と適正な会計処理等のため、適切に指導監督を行うとともに、困難な環境下にあっても財政的援助などの目的がより良く達成されるように、団体における状況を適宜適切に把握しながら必要な支援に努めてほしい。

以上

別添

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査

団体名等	実施日
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会【補助金等】	12月1日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 心身障害者センターあいアイ館【指定管理】	12月2日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム東が丘・東が丘在宅ケア多機能センター【指定管理】	12月6日
特定非営利活動法人 目黒体育協会【補助金等】 中央体育館【指定管理】	12月7日
公益財団法人 目黒区国際交流協会 【出えん金】・【補助金等】	12月8日
株式会社 東急コミュニティー 区営住宅・区民住宅等【指定管理】	12月10日
エコライフめぐろ推進協会【補助金等】 エコプラザ【指定管理】	12月13日
社会福祉法人 東京援護協会 東が丘障害福祉施設【指定管理】	12月14日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団【出資金】、本部【補助金等】	12月17日

(2) 監査事務局職員による書類調査

団体名等	実施日
目黒区土地開発公社【出えん】【補助金等】	12月22日～ 1月14日
東山住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	
上目黒住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	
向原住区住民会議【補助金等】、住区会議室【指定管理】	
株式会社 Kids Smile Project キッズガーデン中目黒【補助金等】、キッズガーデン目黒三丁目【補助金等】	

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査も同日程で実施した。

(3) 監査委員による監査(説明聴取)

団体名等	実施日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	1月25日
株式会社 東急コミュニティー	1月27日
エコライフめぐろ推進協会	1月27日
☆ 東山住区住民会議	1月27日
社会福祉法人 東京援護協会	1月28日
公益財団法人 目黒区国際交流協会	1月28日
株式会社 Kids Smile Project	2月1日
目黒区土地開発公社	2月1日
☆ 上目黒住区住民会議	2月1日
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	2月4日
特定非営利活動法人 目黒体育協会	2月4日
☆ 向原住区住民会議	2月4日

※ ☆印の団体は、現地にて説明聴取を行った。